

## FAQ

### ➤ 電子的提出の一元化について

Q. eLTAX では何年分以降の支払報告書及び源泉徴収票が受付できますか。

A. 平成 28 年分以降の支払報告書及び源泉徴収票が受付できます。

Q. 電子的提出の一元化により給与所得の源泉徴収票を提出してから、それ以外の法定調書を作成する場合、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」をどのようにして提出すればよいですか。

A. 電子的提出の一元化により提出した給与所得の源泉徴収票に係る「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」は「新規」で提出してください。その後からそれ以外の法定調書に係る「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を提出する場合は「追加」としてください。

Q. 電子的提出の一元化により、「給与支払報告書(総括表)」や「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」等の様式は変わりますか。

A. 様式の変更はありません。

Q. 支払報告書及び源泉徴収票の作成件数に上限はありますか。

A. 作成件数の上限はありません。ただし、申告データは CSV ファイルの明細件数によって、自動的に分割されます。支払報告書は、2,000 件を超える場合 2,000 件毎、源泉徴収票は 1000 件を超える場合、1,000 件毎に分割されます。

### ➤ 統一入力様式の統一 CSV レイアウトについて

Q. 統一入力様式とは何ですか。

A. 統一入力様式とは、「給与支払報告書及び公的年金等支払報告書」と「給与所得及び公的年金等の源泉徴収票」を PCdesk で一括作成する際の入力様式です。

なお、提出用データを CSV 読み込み方式で作成するためレイアウトを定めています。

<https://www.eltax.lta.go.jp/support/shiyosho/>

Q. 市販税務ソフトを使用する場合にも統一入力様式の統一 CSV レイアウトを用いる必要がありますか。

A. 市販税務ソフトの仕様によりますので、ご使用の市販税務ソフトの問合せ窓口へお問い合わせください。

### ➤ PCdesk での申告データ作成

Q. 電子的提出の一元化を利用せず、PCdesk を利用して支払報告書を作成する場合、平成

27 年分以前の CSV レイアウトは使用できますか。

A. 平成 27 年分以前の CSV レイアウトは使用できません。PCdesk の「申告データ新規作成（地方税・国税）」メニューから統一入力様式の統一 CSV レイアウトに基づき作成してください。

Q. 一元化を利用して給与支払報告書と源泉徴収票を提出しましたが、一部に誤りがありました。訂正の方法を教えてください。

A. 【例】10 名分の給与支払報告書と給与所得の源泉徴収票を提出後、その中の 2 名に誤りがあつた場合

「給与支払報告書」と「源泉徴収票」は、訂正の方法が異なります。

**【給与支払報告書】**

誤りがあつた対象者（2 名分）のみ「提出区分」を「訂正」として正しい内容で作成し、送信します。

**【源泉徴収票】**

誤りがあつた対象者（2 名分）のみを、

①先に提出した源泉徴収票と同じ内容で、「提出区分」を「取消（無効）」としたものを作成し、送信します。

②その後、正しい内容の源泉徴収票で、「提出区分」を「訂正」としたものを作成し、送信します。

Q. 一元化を利用して給与支払報告書と源泉徴収票を提出しましたが、後日、提出漏れがあつたことがわかりました。どうすればよいですか。

A. 【例】10 名分の給与支払報告書と源泉徴収票を送信後、2 名分提出漏れがあつた場合  
提出漏れのあつた 2 名分のみ「給与支払報告書」「源泉徴収票」とともに、「提出区分」を「追加」としたものを作成し、送信します。

Q. 一元化を利用して給与支払報告書と源泉徴収票を提出しましたが、当日中に提出漏れがあつたことがわかりました。「提出区分」を「追加」としたものを同日に何度も再送できますか。

A. 【例】昨日、10 名分の給与支払報告書と給与所得の源泉徴収票を「提出区分：新規」で送信しました。2 名分の提出漏れがあつたので、「提出区分：追加」に設定し、本日送信しました。その後、さらに 3 名の追加漏れに気づいたので、同日中に提出したい場合。同日中に複数回「追加」提出する場合、「給与支払報告書」と「源泉徴収票」は、追加の方法が異なります。

**【給与支払報告書】**

「給与支払報告書」を、同一の提出区分で同日中に複数回提出した場合は、最後に提出した報告書が審査対象となります。そのため、最終的に追加する人数分（5 名分）の「提出区分」を「追加」に設定し送信します。

なお、1度目の「提出区分：追加」の送信日と別の日に「提出区分：追加」を送信した場合は、どちらも審査対象となります。

### 【源泉徴収票】

「源泉徴収票」は、同日中に複数回「追加」提出した場合でも、提出したすべてのデータを追加分として受信します。そのため、後の追加3名分の「提出区分」を「追加」で作成し、送信します。

Q. 源泉徴収票や法定調書の記載方法を教えてください。

A. 源泉徴収票の項目の詳細や金額の求め方については、税務署にご確認いただくか、もしくは、記入に際しての参考情報（国税庁ホームページに掲載）をご確認ください。

【令和4年分 年末調整のしかた】

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2022/01.htm>

【令和4年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引】

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/tebiki2022/index.htm>

Q. 作成中のデータを途中で保存したり、保存しておいたデータを再利用して再度申告することができますか。

A. 作成中であれば、データを任意の場所(フォルダ)に保存することや、再利用ができます。作成後は、給与支払報告書と源泉徴収票の整合性を保つため、個々のデータを再利用することができません。

なお、保存するファイルの拡張子は「.pcd」となります。

給報・公的・源泉統一入力

給与支払報告書、公的年金等支払報告書及び源泉徴収票の個人別明細情報を入力し、「次へ」ボタンをクリックしてください。  
明細を追加する、前後の明細情報に移動する際の操作は、「次頁」ボタン等により行うことができます。  
特定の明細をクリアする場合は、「明細クリア」ボタンをクリックしてください。  
入力した情報を一時保存する場合は、「一時保存」ボタンをクリックしてください。

給与支払報告書 - 給与所得の源泉徴収票 統一様式

作成区分 地方税・国税

地方税提出先

令和 3 年分

種別	整理番号
整理番号1	本支店等区分番号
	指定番号

※区分  
 住所又は番号  
 国外住居表示

(受給者番号)  
(個人番号)  
(役職名)  
氏名 (フリガナ)

種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の合計額	源泉徴収税額
	円	円	円	円
	円			

一時保存

Q. 書面で申告を行っていた際には、「住宅借入金等特別控除区分」に「住」や「認」というような漢字を記載していましたが、eLTAX では数字入力指定となっています。どのように入力したらよいですか。

A. 以下の一覧をご参照ください。国税の記載内容がご不明な場合は、税務署にご確認いただくか、もしくは、記入に際しての参考情報（国税庁ホームページに掲載）をご確認ください。

【令和4年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引】

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/tebiki2022/index.htm>

【住宅借入金等特別控除区分一覧】

eLTAX コード	該当するケース	国税記載内容
01	一般の住宅借入金等特別控除（増改築を含む）の場合 ※租税特別措置法第41条第1項または第6項に規定する住宅借入金等を有する場合	住
02	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合 ※租税特別措置法第41条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合	認
03	特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合 ※租税特別措置法第41条の3の2第1項または第5項に規定する特定増改築	増
04	東日本大震災の被災者の家屋の再取得	震

租税特別措置法第41条第5項または同法第41条の3の2第18項に規定する特定取得に該当する場合		
11	一般の住宅借入金等特別控除（増改築を含む）の場合のうち、特定取得に該当する場合 ※租税特別措置法第41条第1項または第6項に規定する住宅借入金等を有する場合	住(特)
12	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合のうち、特定取得に該当する場合 ※租税特別措置法第41条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合	認(特)
13	特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合のうち、特定取得に該当する場合 ※租税特別措置法第41条の3の2第1項、第5項または第8項に規定する特定増改築	増(特)

<p>租税特別措置法第 41 条第 14 項に規定する特別特定取得に該当する場合（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第 6 条第 5 項に規定する特例取得に該当する場合及び同法第 6 条の 2 第 2 項に規定する特別特例取得に該当する場合を含む。）</p>		
21	<p>一般の住宅借入金等特別控除（増改築を含む）の場合のうち、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得含む）に該当する場合 ※租税特別措置法第 41 条第 13 項に規定する住宅借入金等を有する場合</p>	住(特特)
22	<p>認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合のうち、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得含む）に該当する場合 ※租税特別措置法第 41 条第 16 項に規定する住宅借入金等を有する場合</p>	認(特特)
24	東日本大震災の被災者の家屋の再取得	震(特特)

<p>新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第 6 条の 2 に規定する特例特別特例取得に該当する場合</p>		
31	<p>一般の住宅借入金等特別控除（増改築を含む）の場合のうち、特例特別特例取得に該当する場合 ※租税特別措置法第 41 条第 1 項または第 6 項に規定する住宅借入金等を有する場合</p>	住(特特特)
32	<p>認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合のうち、特例特別特例取得に該当する場合 ※租税特別措置法第 41 条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合</p>	認(特特特)
34	東日本大震災の被災者の家屋の再取得	震(特特特)

### ➤ PCdesk での申告データ署名

Q. PCdesk で支払報告書及び源泉徴収票を作成し送信する場合、両方に電子署名を付すことはできますか。

A. PCdesk から支払報告書及び源泉徴収票に署名をすることができます。該当データを選択して（複数選択可）、電子署名及び送信が可能です。

### ➤ PCdesk での申告データ送信

Q. PCdesk で支払報告書及び源泉徴収票を一括作成・送信すると、自動で税務署への提出可否を判断して提出されますか。

A. 税務署への源泉徴収票の提出可否については、支払者ご自身の判断が必要です。提出先に応じて「作成区分」を「地方税・国税」、「地方税」又は「国税」に設定してください。

Q. 源泉徴収票のデータを eLTAX から送信した場合、eLTAX で送信結果（e-Tax の即時通知に相当）が確認できるようですが、PCdesk のメッセージボックスから源泉徴収票に関する受信結果の確認はできますか。

A. 源泉徴収票の e-Tax での受信結果を確認するには、e-Tax 受付システムへログインし、メッセージボックスに格納されている受信通知により確認する必要があります。PCdesk のメッセージボックスでは、eLTAX から e-Tax への送信結果のみが確認できます。

Q. eLTAX が利用可能であれば、e-Tax の利用可能時間外であった場合でも、一括送信は可能ですか。

A. eLTAX 及び e-Tax 双方の利用可能時間内にご利用ください。e-Tax の利用可能時間外に送信された場合、送信エラーとなりますので、利用可能時間内に再度送信してください。利用可能時間等はホームページをご確認ください。

eLTAX : <http://www.eltax.jp/>

e-Tax : [http://www.e-tax.nta.go.jp/info\\_center/index.htm](http://www.e-tax.nta.go.jp/info_center/index.htm)

### ➤ 電子的提出の一元化における文字コードの制限について

Q. 使用できる文字コードの制限に変更はありますか。

A. eLTAX で使用できる文字コードの制限に変更はありませんが、次表の e-Tax 使用不可文字は使用できません。

なお、統一 CSV レイアウトを利用して提出用データを作成される場合は、「“,”（カンマ）」、「“@”（アットマーク）」は使用できませんので、ご注意ください。

【e-Tax 使用不可文字一覧表】

文字種	文字コード	文字コードに対応する文字
文字種記号	#x2103	℃
	#x212B	Å
その他の技術用記号	#x2312	〜
記号及び装飾記号	#x2605	★
	#x2606	☆
	#x2640	♀
	#x2642	♂
	#x266A	♪
	#x266D	♭
	#x266F	♯